

## 介護保険制度の維持と介護職員の処遇改善を求める意見書

介護保険制度は、急激な高齢化の進行で介護を必要とする高齢者が増加する中、制度の度重なる見直しにより、介護サービスの制限が進められ、必要な介護サービスを利用することが困難な状況になっている。

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は、2022年5月に提出した建議において、2024年度介護保険制度改正案として、介護保険サービス利用料の自己負担を原則2割へ引き上げることやケアプランの有料化など各種利用料の負担増と給付削減案を示した。さらに、テクノロジー機器の導入により、職員の配置基準の引き下げも検討されている。これらの改正案は、利用者と事業者の双方にさらなる負担を強いるものであり、利用者一人一人に寄り添った介護の実現をさらに困難にするものである。

また、介護事業所の人材不足や介護職員の低賃金は深刻な社会問題であり、低い介護報酬の下で多くの特別養護老人ホームが経営悪化に悩まされている。2019年と2022年に実施された介護職員の処遇改善では、こうした全国からの要望が一部取り入れられ、賃金の改善措置が実施されたが、依然として介護職員の給与水準は全産業平均賃金より大幅に低い水準にとどまっている。

こうした現状を踏まえ、介護保険制度が、必要な時に必要なサービスを利用できる制度となるよう下記のとおり要望する。

### 記

- 2024年度介護保険制度の改正に当たり、次の見直しを行わないこと
  - ①介護保険サービス利用料の自己負担を2割・3割へ引き上げること
  - ②軽度者（要介護1・2）の生活援助サービス等を介護保険給付から外すこと
  - ③ケアプランの作成に自己負担を導入すること
  - ④福祉用具の貸与を見直し、販売へ移行すること
  - ⑤職員の配置基準を引き下げること
- 介護職員の処遇改善について、次の見直しを実施すること
  - ①介護報酬の引き上げと介護職員の給与を全産業平均賃金水準まで早急に引き上げること
  - ②介護職員を大幅に増やし、人員配置基準の引き上げを行うことで、1人夜勤を解消すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月14日

栃木県栃木市議会

内閣総理大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長 様